

長野県障がい者スポーツ指導者協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、長野県障がい者スポーツ指導者協議会（以下「本会」という。）と称する。

2 事務局は、〒 381-0008 長野市大字下駒沢586 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会内に置く。（Tel 026-295-3661 Fax 026-295-3662）

(目的)

第2条 本会は、障がい者が積極的なスポーツ活動を通じて、健康を維持増進し、自立更生の効果を養うことを支援し、また、障がい者スポーツ指導者の資質と指導力向上のための事業、情報提供、広報活動等を行い、障がい者スポーツに関わる団体と連携を図り、障がい者スポーツの振興及び普及並びに障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 障がい者スポーツの普及、啓発に関すること。
- (2) 障がい者スポーツの技術の調査、研究に関すること。
- (3) 障がい者スポーツ指導者の指導力、資質向上及び養成に関すること。
- (4) 各種障がい者スポーツ競技団体への協力及び育成に関すること。
- (5) 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会への協力に関すること。
- (6) 障害者スポーツ指導者北信越ブロック協議会への協力に関すること。
- (7) 長野県障がい者福祉センターへの活用及び協力に関すること。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会員

(組織)

第4条 本会は、東信、南信、中信、北信の4地区に地区協議会を置くものとする。また、次の者をもって組織する。

- (1) 長野県障がい者スポーツ指導員認定者
 - (2) (公財)日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者
 - (3) 本会の目的に賛同する者で総会で協議し、認めた者
- 2 会員は地区協議会に所定の手続き及び会費納入を経て、会員に登録するものとする。

(会員資格の喪失)

第5条 本会は、次の各号に該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 会費を2年間納入しなかった者
- (2) 本人から脱会の申し出があったとき
- (3) 本人が死亡したとき

(4) 除名されたとき

2 前項により、会員の資格を解かれたもので復権を希望する者については、申請に基づき総会で審査し、認定する。

(除名)

第6条 会員が次の各号に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の運営に関して秩序を乱したり、スポーツ指導者として適当でない者については、地区協議会で審査・決定し、本会で承認する。なお、本会で承認する前に、その会員が弁明したい場合には、弁明の場を設定する。連絡は地区協議会が行う。

(抛出金品の不返還)

第7条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	3名
事 務 局 長	1名
監 事	2名
研修委員長	1名

2 顧問は、必要に応じ置くことができる。総会において選出し、会長が委嘱する。顧問は、会長が諮問した事項について助言する。

(会長・副会長及び事務局長)

第9条 会長は総会において選出する。

- 2 副会長は、地区協議会の代表者をもってあてる。
- 3 事務局長は、公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会より推薦のあった者。

(監事)

第10条 監事は、総会において選出する。

- 2 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、本会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、互選により代理者を決定し、その職務を代行する。

- 3 監事は、本会の業務執行の状況及び財務を監査すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を執行する。

(役員解任)

第13条 役員及び監事が次の各号に該当する場合には、現在数の3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 会議

(種別)

第14条 本会の会議は総会及び役員会並びに各種委員会とする。

(総会)

第15条 総会は、第8条の役員及び地区協議会の副会長各1名、事務局長、会計責任者で構成する。

2 総会の議長は会長が務める。

3 総会は、年1回会長が招集し、事業計画、予算案、決算等の重要事項の審議及び議決をする。

(定足数)

第16条 総会は、第15条第1項に規定する出席者及び委任状の過半数をもって成立する。

(議決)

第17条 総会の議決は、前条の出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による表決)

第18条 会長は、緊急の処理を必要とすると認めた事項については、書面により賛否を求め、これをもって総会の議決に代えることができる。

2 前項により処理した場合には、会長は、すみやかにその旨を報告しなければならない。

(専決処分)

第19条 会長において、総会の招集及び書面による表決ができないと認められるとき又は簡易な事項は、これを専決処分にするができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、すみやかにこれを報告しなければならない。

(役員会)

第20条 役員会は、重要事項の立案をする。

(研修委員会)

第21条 本会に研修委員会を置くことができる。

- 2 研修委員会は、会長が委嘱するものをもって組織する。
- 3 研修委員会は、指導者の資質と指導力向上を目的とし運営を行う。

第5章 経 費

(経 費)

第22条 本会は、次の経費をもって充てる。

- (1) 会費 年間500円とする。
- (2) 補助金及び寄付金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第23条 会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(弔意規定)

第24条 本会の役員相互間に対する弔意等はこの規定の定めるところによる。

- 2 役員死亡に際しては、弔電をもって弔意を表す。
- 3 本会役員以外であっても、関係機関・団体等に対して弔意を表す必要があると、会長が認めた場合はこの限りでない。
- 4 本条の役員は、総会出席者に限るものとする。

(補 則)

この規約に定めるもののほか本会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(附 則)

1. この規約は平成元年7月24日から施行する。
2. 平成 6年 5月24日から一部改定。
3. 平成 7年 4月25日から一部改定。
4. 平成10年 6月21日から一部改定。
5. 平成11年 3月13日から一部改定。
6. 平成14年 7月 6日から一部改定。
7. 平成16年 3月 6日から名称改定。
8. 平成21年 3月14日から一部改定。
9. 平成22年 6月27日から一部改定。
10. 平成26年 4月 1日から名称改定。

11. 平成27年 7月 4日から一部改定。
12. 平成29年 6月10日から一部改定。